

マイナンバーカードと電子証明書の更新について

マイナンバーカードとマイナンバーカードに記録されている電子証明書には、年齢に応じてそれぞれ有効期限があり、マイナンバーカードのおもて面に表示されています。

更新手続きは、有効期限の3カ月前から行うことができます。



(上段) マイナンバーカードの有効期限

(下段) 電子証明書の有効期限

※電子証明書の有効期限は、ご自身が記入することになっています。

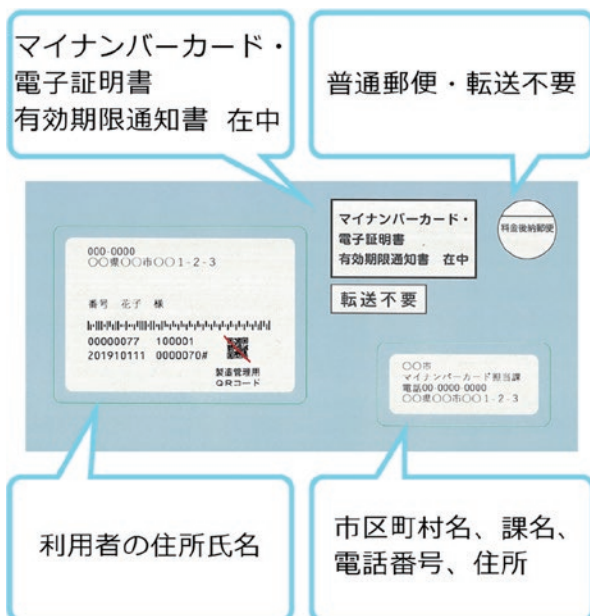
■マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限

	マイナンバーカード	電子証明書 (利用者証明用※1)	電子証明書 (署名用※2)
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上18歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	× (※3)

※1 利用者証明の主な用途は、マイナポータルログインなどに利用します。

※2 署名の主な用途は、電子文書の作成・送信などに利用します。

※3 15歳未満に対する署名用電子証明書は、発行していません。



●更新期限が近づいた方には、有効期限の2～3か月前を目途に更新の案内が国から郵送されます。(左の封筒が郵送されます。)

●マイナンバーカードの更新は、オンライン申請、役場または吉岡支所で手続きを行うことができます。

●電子証明書の更新は、役場または吉岡支所で手続することになります。

有効期限が過ぎる前に更新手続きを行うようお願いします

お問い合わせ先

町民課 戸籍年金係 ☎47-4681